

令和 2 年 5 月 28 日

第 2 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

5 月 2 8 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（半田市内における交通事故））
- 日程第 5 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 6 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 7 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 8 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 9 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 10 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度南知多町一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 11 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度南知多町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 12 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 13 議案第 34 号 令和 2 年度南知多町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 35 号 令和 2 年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12名）

1 番 山 本 優 作

2 番 鈴 木 浩 二

3番 片山陽市
5番 内田保
7番 服部光男
9番 吉原一治
11番 榎戸陵友

4番 小嶋完作
6番 石垣菊蔵
8番 藤井満久
10番 松本保
12番 石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	建設経済部長	鈴木淳二
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
保健介護課長	田中直之	住民課長	宮地利佳
教育長	高橋篤	教育部長	山下雅弘
学校給食センター所長	山本剛資		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保美保 主査 小坂有一

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を5月臨時議会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、世界中で猛威を振るい、世界経済に悪影響を及ぼしている新型コロナウイルスの感染者を幸いにも南知多町におきましては1人も出さずに済んでいることは、町民の皆様のご御努力と御協力によるものと、ここに改めてお礼申し上げます。

しかしながら、産業においては我が町も多大な打撃を受けています。今後は、町と議会とがしっかりと協議を重ね、町民の皆様のために必要な政策を実行してまいります。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での音声傍聴とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、手洗い、マスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番、服部光男議員、9番、吉原一治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、初めに諸般報告として、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、経過と進捗状況の御報告を申し上げます。

今年1月15日に我が国初の感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症は全国で社会の隅々にまで多大な影響と深い傷痕を残しています。本町におきましては、住民生活に大きな制約を受けながら、一人の感染者も出すことなく、ここまで来られました。これもひとえに町民の皆様一人一人がしっかりこの感染症予防に取り組んでいただいているおかげであり、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今月25日には、町内の小・中学校で県内で最も早く通常授業と給食を再開いたしました。子どもの登校に合わせまして、臨時の交通監視を地域の皆様をお願いいたしました。これから、新しい生活様式の定着を目指しながら、少しずつ日常を取り戻していく中で、こうした地域の連携は一段と大切なものになる、そのことを実感しているところでございます。

また、国の緊急事態宣言の解除を受けまして、愛知県の発出していた独自の宣言も今月26日に解除されました。学校が再開し、緊急事態宣言が解除されましたけれども、コロナの脅威が去ったわけではありません。引き続き、徹底した感染予防対策を実施し、再度の感染拡大を防止しながら、大きな打撃を受けた地域の生活と産業にこれからはっきり寄り添い、向き合っていく所存でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、議員をはじめ、様々な方々の意見や

助言を賜り、具体化した事業などを上程させていただいております。町民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様、各種団体の皆様など多くの皆様と一体となり、感染症の克服と社会経済活動の回復に一步一步力強く取り組んでまいります。皆様のさらなる御理解、御協力をお願い申し上げまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る諸般の報告とさせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、専決処分の報告について1件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ10議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第4号の専決処分の報告につきましては、半田市内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

議案第26号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第27号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第28号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第29号 専決処分の承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について、令和2年3月10日付厚生労働省保険局事務連絡によりまして、国民健康保険においても傷病手当金の支給について検討するよう通知があり、本町でも傷病手当金の支給を行うこととするため、南知多町

国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第30号 専決処分の承認を求めることにつきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和2年4月24日に改正されたことに伴い、南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

その内容としましては、南知多町経済対策信用保証料補助金に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項に規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。

その主な内容としましては、特別定額給付金給付事業、愛知県・南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

その内容としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関する経費につきまして、地方自治法第179条第1項に規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第34号は、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、地域医療提供体制応援交付金交付事業935万円をはじめ、感染症の克服を目的とした事業4事業、学校給食費無償化事業3,686万3,000円をはじめ、住民の負担軽減を目的とした事業4事業、プレミアム付地域振興券事業8,563万4,000円をはじめ、社会経済活動の回復を目的とした事業3

事業、計11事業に係る経費であります。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,314万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ100億6,978万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、総務費7,345万7,000円、民生費1,251万3,000円、衛生費935万円、商工費9,563万4,000円、消防費50万円及び教育費169万4,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては国庫支出金9,878万円及び繰入金1億9,271万2,000円をそれぞれ追加し、繰越金9,646万円及び諸収入188万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第35号は、令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う町民の経済的な負担を軽減することを目的に水道料金の基本使用料を6か月間無料とする費用として、一般会計から補助金7,345万7,000円の営業外収益を含め、収益的収入を59万4,000円増額し、7億7,380万7,000円に、また収益的支出を59万4,000円増額し、7億4,753万9,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（半田市内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（半田市内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

2枚目を御覧ください。

専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

半田市東洋町地内で発生いたしました交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告をするものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和2年1月16日午前11時30分頃、職員が出張先の半田市東洋町地内の駐車場において、公用車を出庫する際に周囲の状況確認を怠り、公用車の左後方側面部を相手方が管理するガードパイプに接触させ、当該ガードパイプを損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は5万9,912円で、和解の内容は、町は相手方が管理する駐車場施設において、交通事故に起因するガードパイプの現状復旧をするものであります。

今後におきましても安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第26号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまし

て、緊急に南知多町税条例等を改正する必要が生じたので、3月31日、町税条例等の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の主な内容であります。

この条例は、2条立ての改正となっております。

(1)の第1条の改正で、アの個人の町民税関係においては、(ア)は給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする改正で、第35条の3の2及び第35条の3の3関係であります。

(イ)は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正で、附則第8条関係であります。

(ウ)は、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正で、附則第17条の2関係であります。

(エ)は、平成から令和への改元に伴う年度及び年の表記の改正で、附則第6条、第7条の3の2及び第22条関係であります。

イの固定資産税関係においては、(ア)は一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定で、第52条関係であります。

(イ)は、土地または家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合における当該土地または家屋を所有している者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定で、第67条の4関係であります。

(ウ)は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（わがまち特例の割合）の改正及び追加で、附則第10条の2関係であります。

aとして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の改正で、水力発電設備のうち、出力5,000キロワット以上のものは、特例の割合を3分の2から4分の3に改正をするものであります。

bといたしまして、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例3分の2を追加するものであります。

(エ)は、平成から令和への改元に伴う年度及び年の表記の改正で、附則第10条の4

から第13条関係であります。

ウの町たばこ税関係におきましては、卸売販売業者等において、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする等、手続の簡素化を図る規定で、第88条関係であります。

エは、特別土地保有税関係においては、平成から令和への改元に伴う年度及び年の表記の改正で、附則第15条関係であります。

(2)の第2条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、アの個人の町民税関係において、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除する改正で、第2条、附則第1条及び第3条関係であります。

3の施行期日等であります。

(1)の施行期日は、令和2年4月1日からの施行となります。

なお、附則第2条及び第3条において、(2)町民税に関する経過措置及び(3)固定資産税に関する経過措置について定めております。

また、提案理由の説明の次にこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税
条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税
条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第27号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を
改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、
緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、同条例の一部改正に
つきまして地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同
条例第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の主な内容であります。

(1)は平成から令和への改元に伴う年度表記の改正で、附則第7項から第12項及び第
17項関係であります。

(2)は浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設するも
ので、附則第5項及び第16項関係であります。

3の施行期日等であります。

まず、施行期日は令和2年4月1日からの施行となります。

次の(2)は、経過措置に関する規定であります。

なお、都市計画税につきましては、本町では平成15年度以降、課税を停止しておりま
す。また、提案理由の説明の次にこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧い
ただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第28号、専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の内容であります。

低所得者に係る保険税軽減の基準額を改正するもので、第23条関係であります。

これは、国民健康保険税の減額に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の算定方法の変更であります。

(1)は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者等の人数に乗すべき金額を現行の「28万円」から「28万5,000円」に引き上げるものであります。

(2)は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者等の人数に乗すべき金額を現行の「51万円」から「52万円」に引き上げるものであります。

3の施行期日等は、令和2年4月1日からの施行となります。

ただし、改正後の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものであります。

提案理由の説明の次に、この条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第28号の国民健康保険税条例の一部改正について質問いたします。

5割軽減、2割軽減の低所得者に対して拡充するというところで私は賛成しますが、1

つ教えてください。

この改正によって、どれだけの世帯が多くなったのかと。その数について教えてください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは、お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、現在、令和2年度の、当初の賦課の準備をしているところでありますが、その課税データを基に試算をいたしますと、5割軽減の対象世帯数は、医療分と支援分につきましては、改正前が411世帯であります。改正後は414世帯となりまして、3世帯の増ということになります。また、介護分につきましては、改正前、改正後とも195世帯で、世帯数の増減はありません。

次に、2割軽減の対象世帯数であります。医療分と支援分につきましては、改正前は342世帯で、改正後は351世帯となりまして、9世帯の増ということになります。また、介護分につきましては、改正前は170世帯であったものが、改正後は174世帯となりまして、4世帯の増となります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第 8、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第 29 号、専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1 の提案の理由です。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について、令和 2 年 3 月 10 日付で厚生労働省保険局から国民健康保険においても傷病手当金の支給について検討するよう通知があり、本町でも傷病手当金の支給を行うこととするため、緊急に南知多町国民健康保険条例を改正する必要性が生じたので、5 月 1 日、条例の一部改正につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2 の改正の主な内容です。

(1) 附則を項立てから条立てへ置き換えるもので、附則第 1 条から第 4 条関係でございます。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する特例を創設するもので、附則第 5 条及び第 6 条関係でございます。

3 の施行期日等です。

施行期日は、令和 2 年 5 月 1 日からの施行となります。

経過措置といたしまして、改正後の附則第 5 条及び第 6 条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと

思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

傷病手当金の支給等について質問をいたします。

この法律では、私もコロナ対策で、第2、第3波のコロナ対策が必要だと思っておりますので、積極的な手当金の制度は必要だと思っております。しかし、ここでは個人事業主の農業、漁業、フリーランス、これらの方についてはどのような形になっているのか。傷病手当金は出るのか出ないのか、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

ただいまの個人事業主に対しての傷病手当金の支給についての質問にお答えいたします。

今回の傷病手当金の支給につきましては、被用者ということで、雇われて給料をもらっている方に対しての手当となりますので、そういった事業主の方に対しての傷病手当金の支給はありません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

残念です。やはり個人事業主、漁業をやってみる方も見えるし、農業をやっている方も見えます。それで、3月26日の政府の厚生労働委員会では、厚生労働保険局長が支給対象の拡大を市町村長の判断で可能と、このように答えております。既に、神奈川県などでは個人事業主に対しても、コロナにかかったら出しますよという施策もやっている

ようであります。ぜひとも検討していただきたいと思うんですが、そこら辺の施策はいかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

今後検討したらどうかという御質問ですが、現時点では今回の傷病手当金の支払いにつきましては国からの補助金に基づいて支払いするというので決めさせていただいております。今後につきましては、そういった事業主については検討したいというふうに考えます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第30号、専決処分の承認を求めます南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和2年4月24日に改正されたことに伴いまして、緊急に南知多町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じたので、5月1日、条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容です。

本町において行う事務の特例として、当分の間、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うことについての規定を追加するもので、附則第3条関係でございまして。

3の施行期日です。

施行期日は、令和2年5月1日からの施行となります。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第30号について質問いたします。

75歳以上の方の受付を南知多町もやるということについては、主に賛成であります。しかし、役場のどこで受け付けるのか。総合窓口は閉鎖していますよね。保健介護課に

なるのか、どこで75歳以上の方は受け付けるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

ただいまの質問ですが、後期高齢者医療に関する事務の取扱いにつきましては、住民課の福祉医療係が行っておりますので、住民課で行います。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町
一般会計補正予算（第2号））

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

令和2年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,339万9,000円とするものであります。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

まず歳出から御説明いたします。

下段の表、3. 歳出です。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は500万円の増額補正であります。これは、愛知県信用保証協会の融資資金に係る信用保証料の一部を助成するための経費でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

上段の表、2. 歳入でございます。

20款1項1目繰越金は500万円の増額補正であります。これは歳出補正の財源といたしまして増額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第31号について質疑をいたします。

この間、産業振興課の方からも聞いておりますが、一番直近の信用保証料を使った、いわゆる件数と融資の総額の数を教えてください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

お答えします。

件数につきましては20件、金額につきましては199万1,245円となっております。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町
一般会計補正予算（第3号））

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条

第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億6,324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,663万9,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

今回の補正は、国及び愛知県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に対応するための経費でございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、16目特別定額給付金給付事業費は17億6,032万円の増額補正であります。これは、家計への支援として、住民1人につき10万円を給付する特別定額給付金給付事業に係る経費でございます。

続きまして、下段の表、3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は2,000万円の増額補正であります。これは、子育て世帯の生活を支援するために、児童手当の支給を受けている児童1人につき1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業のための経費でございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は1億8,292万円の増額補正であります。これは、愛知県の休業要請に応じて、緊急事態期間中、休業及び営業時間短縮等御協力いただきました事業者並びに理美容業界への協力金を支給する新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業に係る経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2. 歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は17億6,032万円の増額補正であります。これは歳出で御説明しました特別定額給付金給付事業費に対する補助金であります。

2目民生費国庫補助金は2,000万円の増額補正であります。これは歳出で御説明しました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費に対する補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、8目商工費県補助金は9,146万円の増額補正であります。これは愛知県・南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費に対する補助金であります。

続きまして、下段の表、20款1項1目繰越金は9,146万円の増額補正であります。これは愛知県・南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業の南知多町の負担分としまして繰越金を増額するものでございます。

最後に、歳出の人件費を御説明いたします。

14ページ、15ページの補正予算給与費明細書を御覧ください。

給与費のうち、職員手当306万5,000円は、ただいま御説明申し上げました3事業の時間外勤務手当の増額補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第32号について質問いたします。

10万円の給付は、もう既に届こうとしているのに、昨日も私が床屋さんへ行ったら、まだ10万円が届いていないと。実際に、ここでは5月1日に専決処分がされております。理美容の関係の10万円、県と合わせれば20万円ですね。それから、県の要請した50万円、南知多町が25万円出さなきゃいけないですが、これについてはいつ支給されるのか。それが1点。

2点目、制度の周知は、ホームページでは私、見ましたけれど、この理美容の関係だとか県の関係についてはホームページだけなのか、それとも別の形でもちゃんと周知しているのか。それについてお答えください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

お答えします。

休業協力金につきましては、現在210件の申請がありますが、申請から約2週間後に振り込まれます。

それから、2点目なのですが、理美容業界の協力金につきましては、今現在、愛知県と調整中でありまして、6月1日からの申請の期間となっておりますので、そこから申請があつてから、また2週間程度で支払われると考えております。

制度の周知方法ですが、理美容業界につきましては、件数がこちらで把握できておりますので、保健所等に、その該当者の方々に郵送しまして、休業しているかどうか、休業していた場合には申請をしていただく方法を取っております。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

ここで、日程第12に入る前に建設経済部長より発言の申出があります。発言を許可します。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

先ほどの内田議員からの理美容業界の質問につきまして、質問は2つだったと思いま

す。理美容業界がいつから給付が始まるのか、また、制度等の周知はしているのか、答弁に対しまして、先ほど210件というようなことを言っていたと思います。

こちらにつきましては、南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金50万円のほうの件数を述べておりましたので、質問にはないことを言っておりました。失礼いたしました。以上でございます。

日程第12 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

○議長（藤井満久君）

それでは続きまして、日程第12、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億788万円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

下段の3. 歳出、2款保険給付費、6項1目傷病手当金は88万円の増額補正であります。これは新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われたことにより療養のため勤務できず、事業主から給与等を受けることができなかつた被用者に対して支払う傷病手当金であります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

同じページの上段を御覧ください。

上段の２．歳入、３款県支出金、１項県負担金・補助金、１目保険給付費等交付金は88万円の増額補正であります。これは、歳出で説明しました２款保険給付費の増額に伴い、交付金が増額となったものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第34号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第34号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第34号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして

て、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,314万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,978万7,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

今回の補正につきましては、南知多町が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、15目諸費は7,345万7,000円の増額補正であります。これは、議案第35号で御説明をいたしますが、南知多町水道事業が実施する予定の水道基本料金の減免に対して補助金を交付するための経費でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は140万円を増額し、次の2目老人福祉費は375万円を増額補正するものであります。これは、感染リスクの高い状況下の介護等従事者への処遇改善、環境改善、感染症対策に係る費用への応援金を交付する地域福祉サービス提供体制応援交付金交付事業に係る経費でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は650万円の増額補正であります。これは、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった基準日以降に出生した児童に対して、一時金を支給することで、新しい生活様式を取り入れながら子育てを行う世帯への経済的支援を図る子育て支援特別定額給付金給付事業に係る経費であります。

2目児童運営費は86万3,000円の増額補正であります。これは、保育所児童の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、年内の期間、保育所等給食費の無償化を行うため、町内保育所、私立保育園等に通う園児の保護者に支払う補助金に係る経費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は935万円の増額補正であります。これは、感染リスクの高い状況下でも、医療従事者等への処遇改善、環境改善、感染症対策に係る費用への応援金を交付する地域医療提供体制応援交付金交付事業に係る経費でございます。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は8,563万4,000円の増額補正であります。これは、経済活動の停滞に伴い、町内飲食店等を活性化させるためにプレミアム付地域振興券を発行し、支援を行うプレミアム付地域振興券事業に係る経費でございます。

次に、4目観光振興費は1,000万円の増額補正であります。これは、消毒液等の衛生用品の購入等に対する費用を町観光協会に補助する観光感染症対策補助事業に係る経費、及び温泉施設管理者に対して経済的な負担を軽減させるため、管理費の一部を交付する温泉施設維持管理交付金交付事業に係る経費でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は50万円の増額補正であります。これは、感染リスクの高い状況下において救急患者の搬送に当たった海上運送事業者に対して協力金を支給する離島救急患者搬送協力金交付事業に係る経費でございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、4目給食施設費は169万4,000円の増額補正であります。これは、町内の小・中学校を臨時休業とした期間の給食食材費について、発注解約に伴う違約金を支払うことによって安定的に給食食材を納入できるよう納入業者に対して支援を行う学校給食食材費違約金支払事業に係る経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は9,878万円の増額補正であります。これは、地方公共団体が地域の実情に応じて地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、5目土地開発基金繰入金は1億9,271万2,000円の増額補正であります。これは、4月1日に専決処分いたしました南知多町経済対策信用保証料補助事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として増額補正をするものでございます。

次に、20款1項1目繰越金は9,646万円の減額補正でございます。これは、4月1日及び5月1日に専決処分いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に繰越金を充当しておりましたが、今回、土地開発基金繰入金を財源とするため減額補正する

ものでございます。

次に、21款諸収入、4項雑入、1目雑入は188万4,000円の減額補正でございます。このうち、2節民生費雑入は588万4,000円の減額で、保育所等給食費無償化事業による保育所主食費徴収金及び副食費徴収金の減額補正であります。

5節商工費雑入は4,000万円の増額で、プレミアム付地域振興券の売払い収入による増額補正でございます。

8節教育費雑入は3,600万円の減額補正でございます。これは、小・中学校児童・生徒の保護者の負担軽減を図ることを目的に、小・中学校の学校給食費無償化事業を実施するため、学校給食費徴収金合計3,686万3,000円を減額し、歳出で御説明しました学校給食食材費違約金支払事業に係る経費に対する学校臨時休業対策費補助金として86万3,000円を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

プレミアム付地域振興券についてお聞きしたいと思います。

まず、この郵便料というのは何に使われるのですか。そして、どこで売り出すのかということ。そして3つ目に期限はいつまでかということ。4つ目は1人1冊かということと、1世帯何冊でもよいのかということ。以上です。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

お答えします。

まず、郵便料につきましては、応募総数が多かった場合につきましては抽せんになりますので、抽せんの結果、交付決定を郵送するために郵便料を計上しております。

販売場所につきましては、今現在協議中でございますが、8,000万円という金券と現

金を取り扱うため、防犯上を考えると、最適な場所を今後、商工会等と協議していくと考えております。

使用の期限でございますが、令和3年2月28日となっております。

購入限度額、限度冊数につきましては、1人1冊となっております。7人世帯だったら7冊です。すみません、年齢要件がありますので、世帯の中で中学を卒業した15歳以上の人を対象とさせていただきますので、世帯の中で15歳以上の方が購入できるとなっております。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

地域医療提供体制応援交付金というのが出されております。全体としては、非常に積極的なもので、私は賛成するわけですが、介護の関係で25万円もらえる施設もあれば、75万円もらえる施設もある。そして、5万円しかないところもあると。この基準はどのようにして決められたのか。国の基準を参酌したのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

内田議員の御質問で、地域福祉サービス提供体制の応援金の金額がどう決められたかということなんですけれども、こちらにつきましては集団感染、クラスターの発生リスクに応じてといいますか、例えば介護・障害福祉サービスにつきましては、それぞれ基準額を決めておるわけなんですけれども、例えば施設であれば定員数に応じて25万円から75万円の3段階に分けております。次に、集団の場合、例えばリスクの多い通所デイサービスだとか、あとグループホーム、そういった部分が15万円。あと、居宅サービスのホーム、デイサービスとかは10万円という、あとケアマネジャーだとか福祉用具等は5万円ということなんですけれども、特に国・県の基準はないんですけれども、町独自の基準額を決めまして交付することといたしております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第35号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第14、議案第35号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長(鈴木淳二君)

議案第35号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

総則の第1条は、令和2年度南知多町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入は、第1款水道事業収益で、補正予定額59万4,000円を増額し、7億7,380万7,000円といたします。

内訳としましては、第1項営業収益で7,286万3,000円を減額し、5億4,139万2,000円、

第2項営業外収益で7,345万7,000円を増額し、2億3,241万4,000円といたします。

次に、支出は第1款水道事業費用で、補正予定額59万4,000円を増額し、7億4,753万9,000円といたします。

内訳としましては、第1項営業費用で、同じく補正予定額59万4,000円を増額し、7億726万1,000円といたします。

他会計からの補助金、第3条は予算第7条「離島水道対策のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は、1億121万6,000円である。」を「離島水道対策及び水道料金の減額に要する経費のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は、1億7,467万3,000円である。」に改めさせていただきます。

次に、収益的収入及び支出について事業別明細書により御説明申し上げます。

12、13ページを御覧ください。

まず、上段の表、収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益7,286万3,000円の減額は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う町民の経済的な負担を軽減するため、水道料金のうち基本料金及びメーター使用料を6か月間無料にするための減額であり、2項営業外収益、9目他会計補助金7,345万7,000円を増額は、無料化に伴う一般会計からの補助金を計上しております。

続きまして、その下の表、支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費59万4,000円を増額は、総合住民情報システム改修に係る費用を計上しております。

なお、資料といたしまして、キャッシュ・フローをはじめ、関係書類を添付しております。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

この水道料金ですが、西尾市も同じように水道料金、基本料金を上げるのかということと、あと、こういった支出に対して了解をされているのかということ。そしてもう一つ、この施策によって持ち出しが約4,000万円ほどありますけれど、今後これが終息した後には水道料金の値上げということを考えてみえるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

それでは、ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、西尾市の関係でございます。西尾市との協議につきましては、今回の補正、西尾市の佐久島の影響額については概数で240万円の影響がございます。当然のことながら、南知多町も水道事業の中に佐久島は入っておりますので、今回の無料化については佐久島のほうについても同じように実施をいたします。

ただし、今の西尾市の分の影響額240万円については、今回の補正額には反映させておりません。というのは、西尾市との協議の中で、今年度、令和2年度に決算を行います。そのために、その他離島に関する経費についても赤字補填という形で補助金ということで頂いております。その240万円については令和3年度に精算するというので、今回は計上しておりません。

次に、2点目でございます。

コロナウイルスの減免後、値上げがあるのかということにつきましては、今年度の決算または将来計画を作成した後、値上げについては検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

積極的な水道料金の6か月の無料ということで、この政策を応援するわけですが、実際に5月22日現在、私が調べたところによりますと、全体で54自治体中、南知多町が入ると28自治体が無料化施策をします。こういう状況となってくると、例えば

県としても、この水道料金の減免だとか、そういうところをやるべきではないかというふうに私は思うんですね。県営水道の、昨日、私も電話してみましたけれど、愛知県企業庁の水道部の基本料金が1万800円だと思います。それに対しての引下げの提案はないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

今回、提案されておりますのは水道料金の補正でございます。県に対することはこの議案には何ら関係ございません。要望ということですので、別途お願いしたいと思えます。

○議長(藤井満久君)

内田議員、その辺は注意して発言してください。

○5番(内田 保君)

その辺の考えはないかということだけ、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長(藤井満久君)

水道課長。

○水道課長(坂本有二君)

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

一応、県営水道は企業庁が管轄ということで、100%県水を買って水道事業は成り立っております。そんなところで、今後の様々な要望については検討して要望していきたいと思っております。以上です。

○5番(内田 保君)

ありがとうございます。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回南知多町議会臨時会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

[閉会 10時55分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 服 部 光 男

署 名 議 員 吉 原 一 治